随意契約理由書

1　業　　務　　名	阪神高速道路の電気通信設備に関する調査検討業務（2026年度）
2　業　　者　　名	阪神高速技研株式会社
3	

本業務は、阪神高速道路の電気通信設備のあり方に関して電気通信技術委員会を通じて将来も含め、包括的に検討及び提案を行う業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務、積算・諸技術基準、管理規程等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、当社の電気通信設備のあり方に係る既発注業務において、検討・提案を行ってきた業務経験を有し、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第１号の規定により随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第２条第１号の規定による。